

鋼構造委員会規則

昭和 46 年 11 月 24 日 制定
昭和 48 年 9 月 2 日 一部改正
平成 11 年 6 月 1 日 〃
平成 18 年 7 月 21 日 〃
平成 23 年 11 月 18 日 〃

(目的)

第 1 条 鋼構造委員会(以下「委員会」という)は、土木工学分野における鋼材および鋼材を主材料とした鋼構造物等に関する調査・研究、技術基準類の整備および関連学協会との研究連絡を行い、学術、技術の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 鋼材、鋼構造物等に関する調査・研究
- (2) 鋼材、鋼構造物等に関する技術基準類の整備
- (3) 関連学協会等との研究連絡
- (4) 講演会、講習会、シンポジウム等の開催
- (5) 鋼材、鋼構造物等に関する刊行物の企画、編集
- (6) その他目的達成のために必要な事項

(存続期間)

第 3 条 委員会の存続期間は土木学会委員会規程第 2 条(設置または廃止)による。

(構成)

第 4 条 委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 組織構成

- 1) 委員会の組織構成は、委員会、幹事会、小委員会からなる。小委員会には、幹事会、分科会、部会、ワーキンググループ(以下WG)を置くことができる。
- 2) 組織構成の序列は、委員会 - 幹事会(委員会) - 小委員会 - 幹事会(小委員会) - 分科会 - 部会 - WG とする。
- 3) 小委員会等の設置は、土木学会委員会規程第 6 条(小委員会等)による。

(2) 構成員

- 1) 委員会の構成員は、委員長、副委員長、委員、幹事長(委員兼務)、幹事(委員兼務)、顧問からなり、それぞれの職務は以下のとおりである。
 - 委員長：委員会を代表し、委員会の事業・活動を統括する。
 - 副委員長：委員長を補佐するとともに、委員長不在時には委員長の代理を務める。
 - 委員：委員会の事業・活動を実施する。
 - 幹事長：委員長を補佐し、委員会事業を処理する。
 - 幹事：幹事長の職務を分担するとともに、委員長・幹事長を補佐する。
 - 顧問：委員会の事業・活動について相談を受け、意見を述べる。
- 2) 委員会は、委員長 1 名、副委員長 1 名、委員 50 名程度、幹事長 1 名、幹事若干名および顧問若干名で構成する。
- 3) 小委員会の構成員数は、小委員会の事業・活動の内容と規模によって定めるものとする。標準的には、委員長・幹事等を含め、総員 10～30 名程度とする。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第5条 委員長・委員等の選出方法と任期は、次のとおりとする。

(1) 委員長

委員長は、原則として委員会委員の互選により候補者を選出し、理事会の承認を得て土木学会会長（以下会長という）が委嘱する。任期は6月1日より1期2年とする。ただし、委員会の運営に支障をきたすと認められた場合には再任を妨げない。任期終了後、新委員長が決定されるまでの間は、前委員長が委員長の職務を継続して実施する。

(2) 委員等（副委員長、委員、幹事長、幹事、顧問）

- 1) 副委員長・委員・幹事長・幹事・顧問は、委員長の推薦によって、会長が委嘱する。
- 2) 委員・幹事・顧問の任期は、6月1日より1期2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3) 副委員長と幹事長の任期は、6月1日より1期2年とする。ただし、1期に限り再任を妨げない。
- 4) 任期の途中で交代した委員等の任期は、前任者の残余期間とする。

(運営)

第6条 委員会の運営は、次のとおりとする。

(1) 委員会開催等

委員会は、原則として年2回、委員長の招集により開催する。ただし、委員長は必要に応じて委員会を臨時に開催することができる。また、文書をもって委員の意見を徴し、委員会開催に代えることができる。

(2) 事業計画および予算

委員会は、土木学会委員会規程第9条（事業計画および予算）の規定および理事会の決定に従い、年度ごとに「事業計画と予算計画」を作成し、部門担当理事を経て会長に提出する。

(3) 事業報告

委員会は、土木学会委員会規程第10条（事業報告）の規定および理事会の決定に従い、年度ごとに「事業報告」を作成し、部門担当理事を経て会長に提出する。

(4) 成果の報告

委員会は、土木学会委員会規程第8条（成果の報告）の規定に従い、年度ごとに事業成果を理事会に報告するとともに、学会誌や土木学会ホームページ等を通して会員等に公表する。

(事務局)

第7条 委員会の担当事務局は、研究事業課とする。

(規則の変更)

第8条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 この規則に定めない事項については、鋼構造委員会運営要領に定めることができる。

附則 この内規は、昭和46年11月24日から施行する。

附則 この内規は、昭和48年9月2日から施行する。

附則 この内規は、平成11年6月1日から施行する。

附則（平成18年7月21日理事会議決）この内規は、平成18年7月21日から施行する。

附則（平成23年11月18日理事会議決）内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。